

「教育訓練給付制度」の使用をご希望の方へ

当校の初任者研修・実務者研修は、教育訓練給付制度の指定講座となっております。

使用される方へは、修了時に「教育訓練修了証明書」を発行致します。

証明書の発行をご希望の方は、下記の発行申請書を、修了日一週間前までに当校までご提出ください。

◆「教育訓練給付制度」とは？

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。

◆給付を受けることができる方は？

雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方です。

※支給要件期間が3年以上(初回は1年以上)ある等の条件を満たしていることが必要です。

※教育訓練の受講修了後に、ハローワークへ支給申請手続きを行う必要があります。

※当校では、条件を満たしているかどうかはお調べすることはできませんので、管轄のハローワークにお問合せください。

◆給付額

受講生本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額。

◆支給申請の時期については、受講修了日の翌日から起算して1か月以内に支給申請手続きを行う必要があります。これを過ぎると申請を行うことができません。

◆初任者・実務者セットでお申込み または 初任者研修修了後、実務者研修を続けて受講される方へ教育訓練給付制度は、初任者研修・実務者研修どちらかの講座でのみ使用できます。(両方使用することはできません。)

ご不明な点は、学生支援課職員までお問い合わせください。

2015/12/26改

----- キリトリセン -----

「教育訓練修了証明書」発行申請書

※修了日の一週間前までにご提出ください。

校	研修	コース	受講開始日 令和 年 月 日
ふりがな 氏名：			修了予定日 令和 年 月 日
(〒 -) 住所：			

●受講料支払方法 【いずれかに✓をつけてください】

銀行振込

クレジットカード(札幌校窓口でカード決済) ⇒ (一括 ・ 分割) ※○をつけてください。

クレジットカード(ペイジェントでネット決済 ⇒ (カード会社名 :) ※必須

コンビニ決済 (ペイジェントでコンビニ決済)